

令和2年度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 109 号
令和 3 年 8 月 17 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 道 下 文 男

令和 2 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	1
第6	審査の結果	1
第7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	11
(5)	令和元年度数値から見た県内8市の比較	14
(6)	令和元年度数値から見た類似団体4市の比較	15
3	資金不足比率の状況	16
4	まとめ及び意見	18
〈参考〉	10年間の健全化判断比率の推移	21
	人口1人当たりで見た類似団体比較（令和元年度）及び財政力指数（令和元年度）	24
	実質公債費比率及び将来負担比率の類似団体との比較（令和元年度数値）	25

(注)

- 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率については、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 「—」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

令和 2 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

第 2 審査の対象

- 1 令和 2 年度浜田市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和 2 年度浜田市公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 令和 2 年度浜田市特別会計歳入歳出決算及び令和 2 年度浜田市公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の計数と一致しているか。

第 4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、浜田市監査基準に準拠した審査手続きにより実施した。

第 5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 審査日程 令和 3 年 7 月 2 日から同年 8 月 17 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

第 7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

算定対象会計

法令等の区分		当市の該当会計	比率			
			健全化判断	資金不足		
一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率			
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	連結実質赤字比率	実質公債費比率		
		国民健康保険特別会計（直診勘定）				
		駐車場事業特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計（法適用企業）	水道事業会計			将来負担比率	資金不足比率
		工業用水道事業会計				
		公共下水道事業会計				
	公営企業会計（法非適用企業）	農業集落排水事業特別会計				
		漁業集落排水事業特別会計				
		生活排水処理事業特別会計				
公設水産物仲買売場特別会計						
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合	将来負担比率	資金不足比率			
	島根県後期高齢者医療広域連合					
	浜田地区広域行政組合					
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合					
地方公社、第三セクター等	浜田市土地開発公社	将来負担比率	資金不足比率			

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

※簡易水道事業特別会計は、水道事業の統合に伴い、平成 29 年度をもって廃止された。

※公共下水道事業特別会計は、令和 2 年度より公営企業法の法適用となった。

※法適用、法非適用の「法」は、地方公営企業法をいう。

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

※一般会計等は、普通会計の範囲に相当する。

2 健全化判断比率の状況

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表1 健全化判断比率の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	12.46 %	20.00 %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	17.46	30.00
(3) 実質公債費比率	10.5	10.9	10.7	25.0	35.0
(単年度比率)	(10.48)	(11.39)	(10.30)		
(4) 将来負担比率	59.5	54.6	44.1	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計ともに、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値、下段()は単年度の実質公債費比率。

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、令和元年度の各健全化判断比率に対するもの。

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、浜田市の財政規模に応じた基準。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

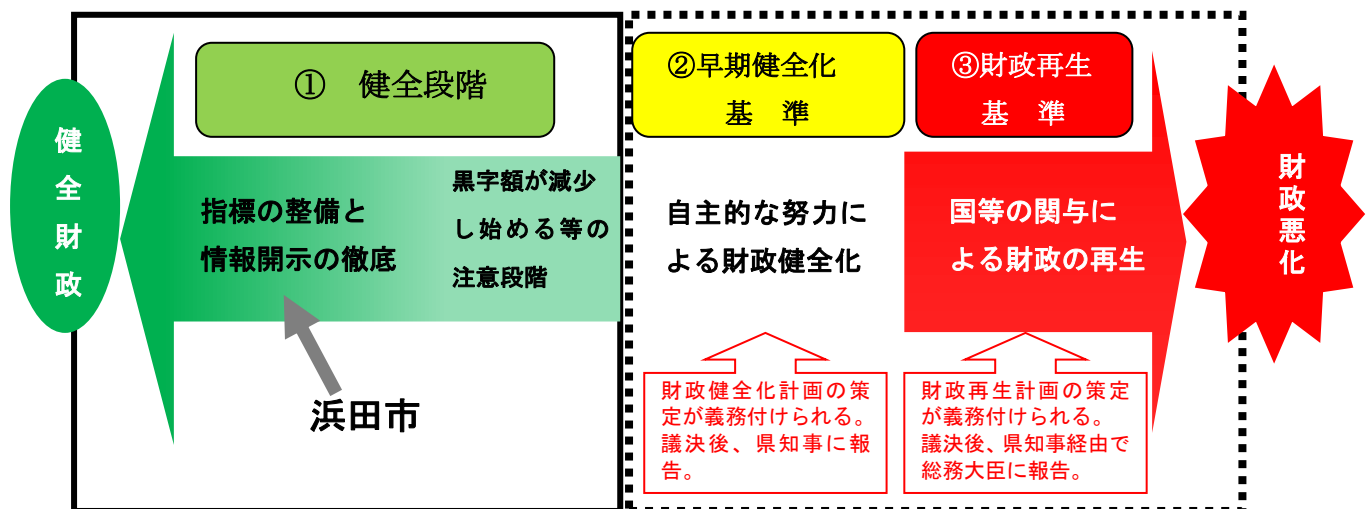
実質公債費比率は10.7%で、前年度に比べ0.2ポイント低下(改善)している。早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は、令和2年度は10.30%で前年度よりも1.09ポイント低下(改善)しており、3カ年平均も0.2ポイント改善した。

将来負担比率は44.1%で、前年度に比べて10.5ポイント低下(改善)している。なお、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

浜田市の比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、国の示す基準から見ると浜田市の財政は健全段階の範囲にあると認められる。

図1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で構成される。(財政再生基準は、将来負担比率を除く3つの指標による。)

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質収支額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。

【計算式】 一般会計等の実質赤字額 (A) 実質赤字比率 = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$	$\Delta 3.25 = \frac{6 \text{ 億 } 6,529 \text{ 万 } 1 \text{ 千円}}{204 \text{ 億 } 2,533 \text{ 万円}}$
--	--

一般会計等実質収支額(A)は、6 億 6,529 万 1 千円の黒字で、実質赤字比率は△3.25%(△は、黒字を意味している。以下同じ。)となり、算定されないことを確認した。

表 2 実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成 30 年度	令和元年度 (b)	令和 2 年度 (a)	増減 (a) - (b)
実質赤字比率 (A / B)	△2.37 %	△2.78 %	△3.25 %	△0.47 <small>ポイント</small>

表 3 一般会計等における収支の状況

区 分	平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	%
歳入総額	411 2393 4	397 2970 4	440 2690 2	42 9719 8	10.8
歳出総額	405 3637 0	391 3774 8	432 7233 5	41 3458 7	10.6
歳入歳出差引額	5 8756 4	5 9195 6	7 5456 7	1 6261 1	27.5
翌年度に繰り越すべき財源	1 0347 6	3292 8	8927 6	5634 8	171.1
一般会計等実質収支額 (A)	4 8408 8	5 5902 8	6 6529 1	1 0626 3	19.0

歳入総額は 440 億 2,690 万 2 千円で、前年度比で 42 億 9,719 万 8 千円（10.8%）増加している。主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連事業を実施したことにより、国庫支出金が大幅な増となったことによる。一方で、高度衛生管理型 7 号荷捌所の建築工事が完了したことなどにより、地方債は減となった。

翌年度に繰り越すべき財源については、ふるさと応援基金を財源とした新型コロナウイルス感染症関連事業等の繰越により、5,634 万 8 千円の増となっている。

歳出についても、新型コロナウイルス感染症関連事業の実施により、432 億 7,233 万 5 千円となり、前年度比で 41 億 3,458 万 7 千円（10.6%）の増加となっている。他の要因としては基金の造成や積替を行ったことにより、積立金が増となったことが挙げられる。

歳出決算額、翌年度に繰り越すべき財源と共に増となったものの、歳入決算額の増加額が大きかったことから、実質収支は結果として 6 億 6,529 万 1 千円となり、前年度より 1 億 626 万 3 千円（19.0%）増加している。

表 4 標準財政規模の内訳

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
標準税収入額等	億 万円 85 3836 9	億 万円 86 0876 6	億 万円 88 6121 8	億 万円 2 5245 2	% 2.9
普通交付税額	107 8101 2	107 2645 1	108 2681 0	1 0035 9	0.9
臨時財政対策債発行可能額	10 3749 7	7 8749 7	7 3730 2	△ 5019 5	△6.4
合計（標準財政規模）(B)	203 5687 8	201 2271 4	204 2533 0	3 0261 6	1.5

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

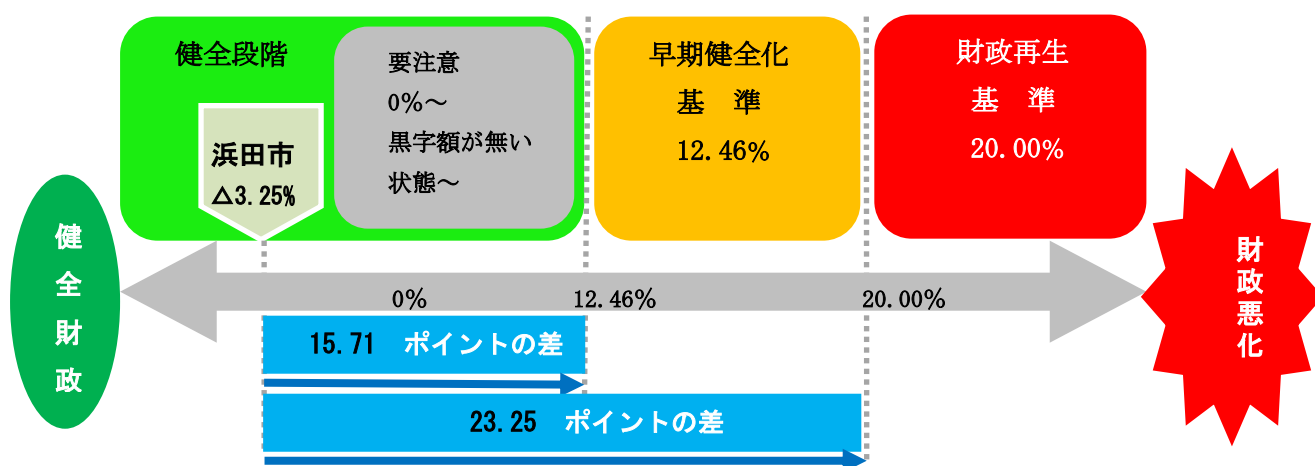
実質赤字比率の分母となる標準財政規模(B)は、204億2,533万円で、前年度に比べ3億261万6千円(1.5%)増加している。主な要因は以下のとおりである。

まず、標準税収入額等は88億6,121万8千円となり前年度比で2億5,245万2千円(2.9%)増加した。法定普通税は減となったが、地方消費税交付金の増加をはじめとした交付金の増及び譲与税等の増により、標準税収入額等全体では増加となった。

普通交付税は108億2,681万円で、前年度比で1億35万9千円(0.9%)増加している。

臨時財政対策債発行可能額は7億3,730万2千円となり、5,019万5千円(6.4%)の減となった。

図 2 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率)》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

【計算式】 $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$	$\Delta 11.50 = \frac{23 \text{ 億 } 4,967 \text{ 万 } 9 \text{ 千円}}{204 \text{ 億 } 2,533 \text{ 万円}}$
--	--

連結実質収支額は、23 億 4,967 万 9 千円で、前年度に比べ 3 億 6,019 万 1 千円(18.1%)黒字が増加しており、連結実質赤字比率は△11.50%となり、算定されないことを確認した。

表 5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成 30 年 度 (b)	令和元年度 (b)	令和 2 年度 (a)	増減 (a) - (b)
連結実質赤字比率 ((A+B) / C)	△9.31 %	△9.88 %	△11.50 %	△1.62 <small>ポイント</small>

表 6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額					
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	対前年度比較		
					増減額	増減率	
		億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	%	
一般会計等 (A)	一般会計	4 8408 8	5 5902 8	6 6529 1	1 0626 3	19.0	
公営事業会計 (B)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計						
	国民健康保険特別会計（事業勘定）	4558 4	3832 6	3820 4	△12 2	△0.3	
	国民健康保険特別会計（直診勘定）	0	0	0	0	—	
	駐車場事業特別会計	2 6	122 4	0	△ 122 4	皆減	
	後期高齢者医療特別会計	1610 3	1689 2	2213 4	524 2	31.0	
	公営企業（法適用）	水道事業会計	8 3460 4	10 2151 1	12 5964 8	2 3813 7	23.3
		工業用水道事業会計	5 1330 3	3 4664 9	3 5256 2	591 3	1.7
		公共下水道事業会計	—	—	1177 9	—	—
	公営企業（法非適用）	公共下水道事業特別会計	17 4	271 2	—	—	—
		農業集落排水事業特別会計	17 1	14 2	4 6	△9 6	△67.6
漁業集落排水事業特別会計		9	0	3	3	皆増	
生活排水処理事業特別会計		2 9	4 3	1 2	△3 1	△72.1	
公設水産物仲買売場特別会計		260 4	296 1	0	△ 296 1	皆減	
合計（連結実質収支額） (A+B)		18 9669 5	19 8948 8	23 4967 9	3 6019 1	18.1	
標準財政規模 (C)		203 5687 8	201 2271 4	204 2533 0	3 0261 6	1.5	

※公共下水道事業特別会計は、令和 2 年度決算から地方公営企業法の法適用とされた。

一般会計等の実質収支額は、(1)の実質赤字比率で記載したとおり6億6,529万1千円となり、前年度より1億626万3千円(19.0%)増加している。

一般会計等以外で、連結実質収支額の増減の大きい会計は、水道事業会計が12億5,964万8千円で、前年度比2億3,813万7千円(23.3%)の増加となっている。平成30年10月からの段階的な水道料金の改定により、昨年度に引き続いて給水収益(水道料金収入)が前年度対比で大幅に増加し、最終利益を確保したためである。

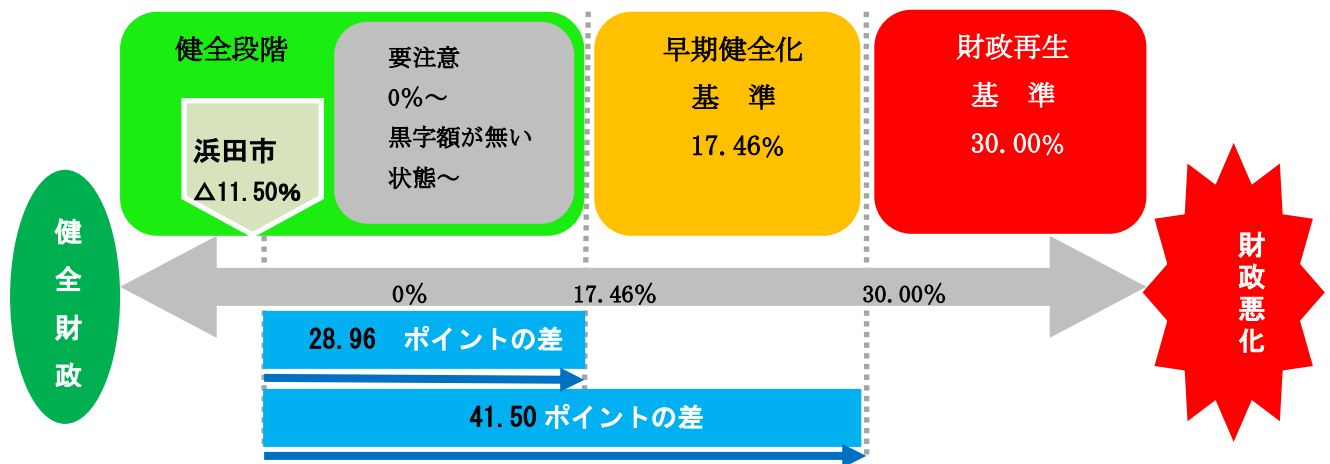
公設水産物仲買売場特別会計は廃止に伴い、296万1千円の減となっている。

公共下水道事業会計については、国の方針に基づいて、浜田市においても財務情報を適切に把握して事業を行うため、令和2年度から公営企業法の法適化を実施した。

現状では、過去の投資事業に係る償還財源等に充てる財源確保が出来ていないことから、総収益の大半を一般会計からの繰入金で占めている。また、一定のルールのもとで一般会計からの基準外繰入を実施し、黒字を維持している実態がある。過去の起債償還だけでなく、今後見込まれる機器の改築・更新や市街地整備において多額の経費が生じることから、引き続き繰入金に依存していくことが予想される。

今後は、この度の公営企業会計への移行により明らかとなる経営成績や財政状況の分析結果に基づき、経営の効率化を図るとともに適正な料金の在り方についても検討していくことが求められる。

図3 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率)》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金(B)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源(C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模(E)} - \left[\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}$$

この比率が18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

$$\frac{10.30}{(10.7)} = \frac{\left[\begin{array}{c} 52 \text{ 億 } 9,251 \text{ 万 } 1 \text{ 千円} \\ + \\ 13 \text{ 億 } 9,042 \text{ 万 } 3 \text{ 千円} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 1 \text{ 億 } 3,487 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \\ + \\ 49 \text{ 億 } 5,397 \text{ 万円} \end{array} \right]}{204 \text{ 億 } 2,533 \text{ 万円} - 49 \text{ 億 } 5,397 \text{ 万円}}$$

実質公債費比率は、3カ年平均(平成30年度から令和2年度)が10.7%となり、前年度に比べ0.2ポイント低下(改善)し、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

単年度では10.30%となり、前年度と比べ1.09ポイント低下(改善)している。

表7 実質公債費比率の推移

区 分	平成30年度	令和元年度(b)	令和2年度(a)	増減(a) - (b)
実質公債費比率(3カ年平均) ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	10.5 %	10.9 %	10.7 %	ポイント △0.2
実質公債費比率(単年度)	(10.48)	(11.39)	(10.30)	(△1.09)

図4 実質公債比率の推移

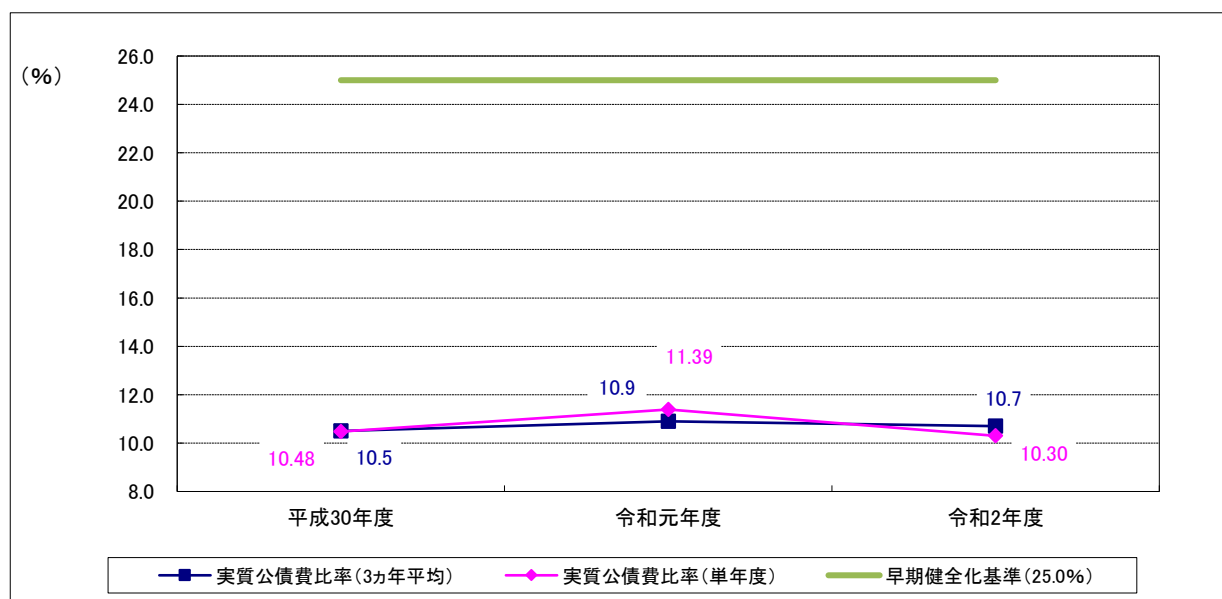


表 8 実質公債費比率の内訳

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度		対前年度比較	
						増減額	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千円 51 5394 7	億 万 千円 52 2821 5	億 万 千円 52 9251 1	億 万 千円 6429 6	% 1.2	
	準元利償還金 (B)	15 3746 5	15 9043 4	13 9042 3	△2 0001 1	△12.6	
	特定財源(控除) (C)	1 7097 1	1 4592 3	1 3487 5	△ 1104 8	△7.6	
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	49 0039 1	49 4362 2	49 5397 0	1034 8	0.2	
	分子合計 (A+B)-(C+D)	16 2005 0	17 2910 4	15 9408 9	△1 3501 5	△7.8	
(分母)	標準財政規模 (E)	203 5687 8	201 2271 4	204 2533 0	3 0261 6	1.5	
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	49 0039 1	49 4362 2	49 5397 0	1034 8	0.2	
	分母合計 (E-D)	154 5648 7	151 7909 2	154 7136 0	2 9226 8	1.9	
実質公債費比率 (単年度)		% 10.48	% 11.39	% 10.30	% △1.09		
実質公債費比率 (3 カ年平均)		10.5	10.9	10.7	0.2		

分子については、以下のとおりである。

(元利償還金について)

元利償還金（繰上償還除く）は 52 億 9,251 万 1 千円で、前年度と比べ 6,429 万 6 千円（1.2%）増加している。平成 18 年度の 66 億 1,264 万 2 千円をピークに減少が続いていたが、平成 29 年度以降、4 年続けて増加している。

これは、過疎債（浜田浄苑環境整備事業 5 億 220 万円等）や災害復旧事業債等の新発債の償還（29 災単独 3 億 880 万円等）が増えたことが主な要因となっている。

(準元利償還金について)

準元利償還金は 13 億 9,042 万 3 千円で、前年度と比べ 2 億 1 万 1 千円（12.6%）の減少となっている。

内訳は、公営企業に係る地方債償還金が 11 億 4,637 万 5 千円で、法適化により下水道事業の元利償還金に対する繰出基準額が減となったことから対前年度比で 5,877 万 9 千円（4.9%）の減となっている。

また、一部事務組合（浜田地区広域行政組合）に係る地方債償還金が 2 億 4,071 万 5 千円で、前年度比 1 億 3,789 万 8 千円（36.4%）の減となっている。

(元利償還金及び準元利償還金から控除する財源について)

元利償還金及び準元利償還金から控除する財源については、特定財源（地方債を財源とする貸付金の償還金と公営住宅使用料等）が 1 億 3,487 万 5 千円で、前年度比で 1,104 万 8 千円（7.6%）減少している。

基準財政需要額算入額は 49 億 5,397 万円で、前年度比 1,034 万 8 千円（0.2%）増となっている。事業費補正算入で対前年度比減となっているが、過疎債や災害復旧事業債等の償還増により公債費算入が増加したためである。

控除財源のトータルでは対前年度比 70 万円の減少となっている。

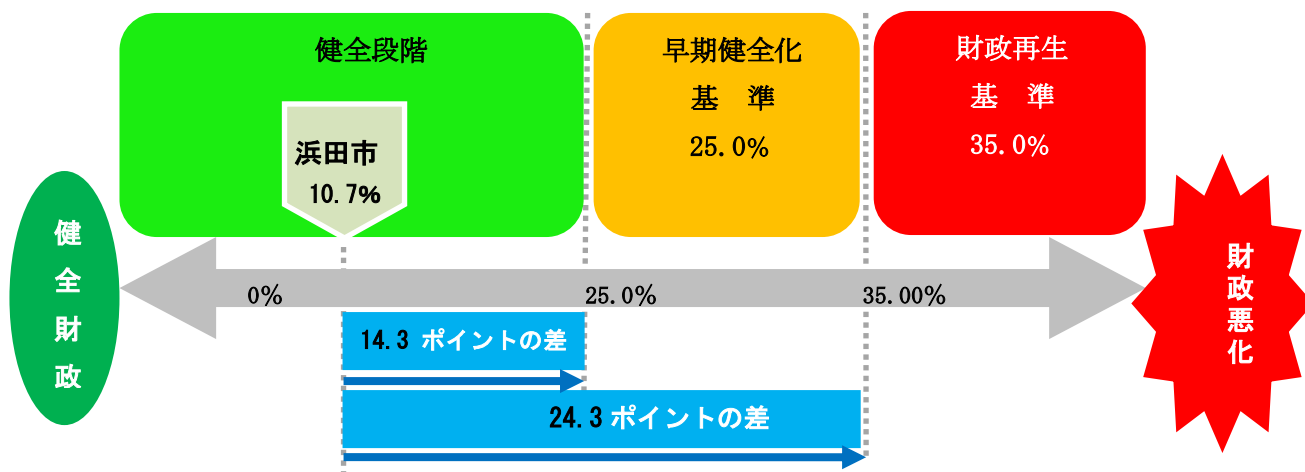
その結果、元利償還金は増となったものの、準元利償還金が減少したため、分子は対前年度比で 1 億 3,501 万 5 千円 (7.8%) の減となり、比率改善の要因となっている。

次に分母について、標準財政規模は、(1) 実質赤字比率 (P5) で記載したとおり、前年度と比べ 3 億 261 万 6 千円 (1.5%) 増加している。

標準財政規模から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度と比べ 1,034 万 8 千円 (0.2%) 増加している。

よって、分母全体では、154 億 7,136 万円となり、前年度と比べ 2 億 9,226 万 8 千円 (1.9%) 増加していることにより、比率好転の要因となっている。

図 5 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標であり、健全化4指標の中で最も重要な指標と言える。連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[\begin{array}{l} \text{① 充当可能基金額} + \text{② 特定財源見込み額} \\ \text{+ ③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

$$44.1 = \frac{665 \text{ 億 } 6,734 \text{ 万 } 6 \text{ 千円} - \left[\begin{array}{l} 140 \text{ 億 } 4,672 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} + 10 \text{ 億 } 6,950 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} \\ + 446 \text{ 億 } 1,523 \text{ 万 } 1 \text{ 千円} \end{array} \right]}{204 \text{ 億 } 2,533 \text{ 万円} - 49 \text{ 億 } 5,397 \text{ 万円}}$$

将来負担比率は44.1%で、前年度の54.6%と比べ10.5ポイントと大幅に低下（改善）しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

表9 将来負担比率の推移

区 分	平成30年度	令和元年度 (b)	令和2年度 (a)	増減(a) - (b)
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	59.5 %	54.6 %	44.1 %	ポイント △10.5

図6 将来負担比率の推移

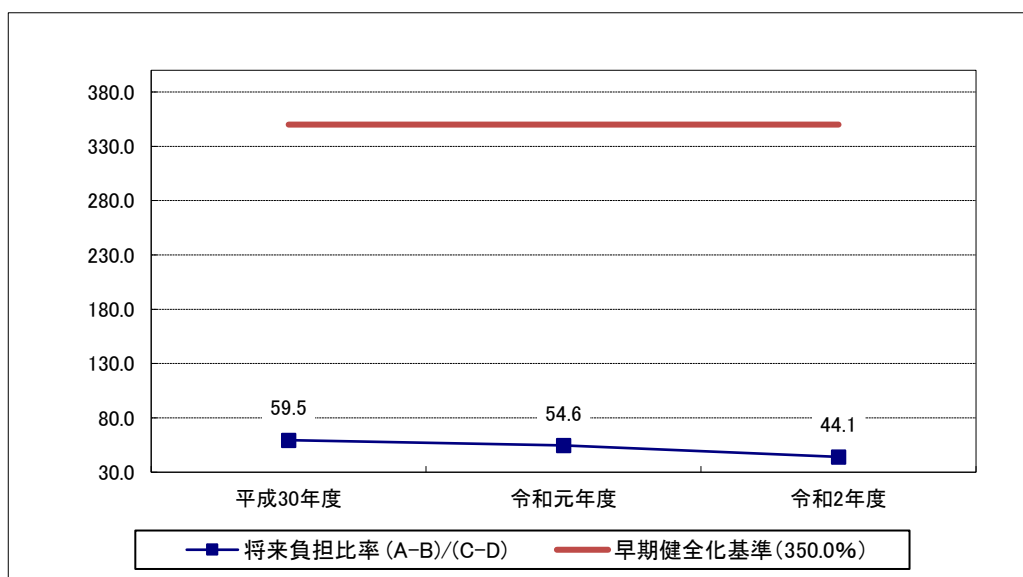


表 10 将来負担額等の状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	対前年度比較	
					増減額	増減率
(分子)	将来負担額 (A)	億 万円 724 2196 4	億 万円 699 0134 1	億 万円 665 6734 6	億 万円 △33 3399 5	% △4.8
	充当可能財源等 (B)	632 1886 0	616 1178 3	597 3146 2	△18 8032 1	△3.1
	分子 計 (A-B)	92 0310 4	82 8955 8	68 3588 4	△14 5367 4	△17.5
(分母)	標準財政規模 (C)	203 5687 8	201 2271 4	204 2533 0	3 0261 6	1.5
	算入公債費等の額(控除) (D)	49 0039 1	49 4362 2	49 5397 0	1034 8	0.2
	分母 計 (C-D)	154 5648 7	151 7909 2	154 7136 0	2 9226 8	1.9

表 11 将来負担額の内訳

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
将来負担額 (A)	億 万円 724 2196 4	億 万円 699 0134 1	億 万円 665 6734 6	億 万円 △33 3399 5	% △4.8
地方債の残高	531 7423 4	518 4903 6	497 6695 7	△20 8207 9	△4.0
公営企業債等繰入見込額	137 9094 2	129 8393 6	120 3753 6	△9 4640 0	△7.3
合負担等見込額	7 3776 0	3 6982 6	1 3474 7	△2 3507 9	△63.6
職手当負担見込額	47 1902 8	46 9854 3	46 2810 6	△ 7043 7	△1.5

(将来負担額について)

将来負担額は 665 億 6,734 万 6 千円で、前年度比 33 億 3,399 万 5 千円 (4.8%) 減少し、比率を改善することになっている。内訳及び要因は以下のとおりである。

将来負担額のうち、地方債残高は 497 億 6,695 万 7 千円で、前年度比で 20 億 8,207 万 9 千円 (4.0%) 減少している。令和 2 年度も山陰浜田港公設市場整備事業や杵束コミュニティ施設整備事業などの大規模投資事業を実施しているものの、平成 30 年度の簡易水道事業統合のタイミングで旧簡易水道事業での投資事業が一区切りしたことや繰上償還の実施(令和 2 年度は実施なし)等により地方債残高は平成 28 年度から連続して減少している。

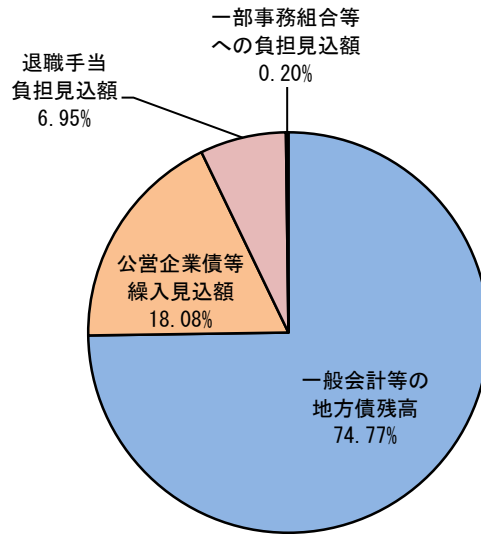
公営企業債等繰入見込額は 120 億 3,753 万 6 千円で、前年度比で 9 億 4,640 万円 (7.3%) 減少している。公営企業における起債残高自体が減っていることもあり、繰入見込額は平成 26 年度から連続して減少となっている。

組合負担等見込額は 1 億 3,474 万 7 千円で、前年度比で 2 億 3,507 万 9 千円 (63.6%) 減少している。浜田地区広域行政組合の一般会計における地方債残高を、構成団体の浜田市と江津市の負担割合で按分し計上している。

退職手当負担見込額については、46 億 2,810 万 6 千円で、前年度比で 7,043 万 7 千円 (1.5%) 減少している。職員数が算定上、前年度の 614 名から 612 名と 2 名減となったためである。

将来負担額の内訳比率としては、図 7 のとおりである。

図7 将来負担額の内訳



(充当可能財源等について)

次に、将来負担額から控除する充当可能財源等は597億3,146万2千円で、前年度比で18億8,032万1千円(3.1%)減少している。

内訳は、充当可能基金が140億4,472万4千円で、前年度比で5億4,942千円(3.7%)増加している。財政調整基金やふるさと応援基金等の増による。

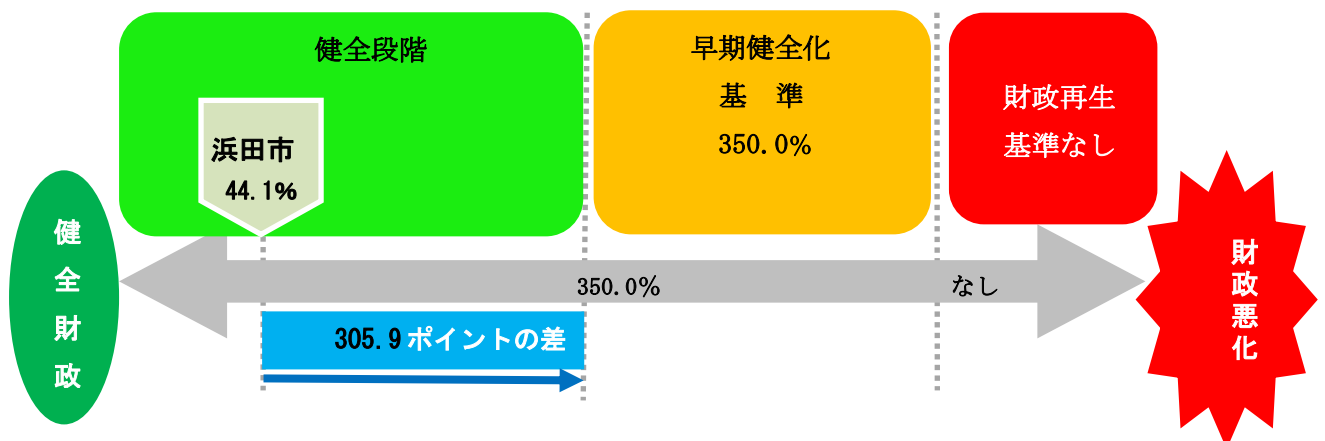
一方で、充当可能特定歳入(公営住宅使用料等)の減少や、地方債残高の減少等により基準財政需要額算入見込額が減少したことにより、充当可能財源等の全体額は減少している。

分子において、充当可能財源等は減少したが、将来負担額等の減少幅の方が大きかったため比率が改善する要因となっている。

分母については、154億7,136万円で、前年度比で2億9,226万8千円(1.9%)増加し、将来負担比率が下がる要因となっている。

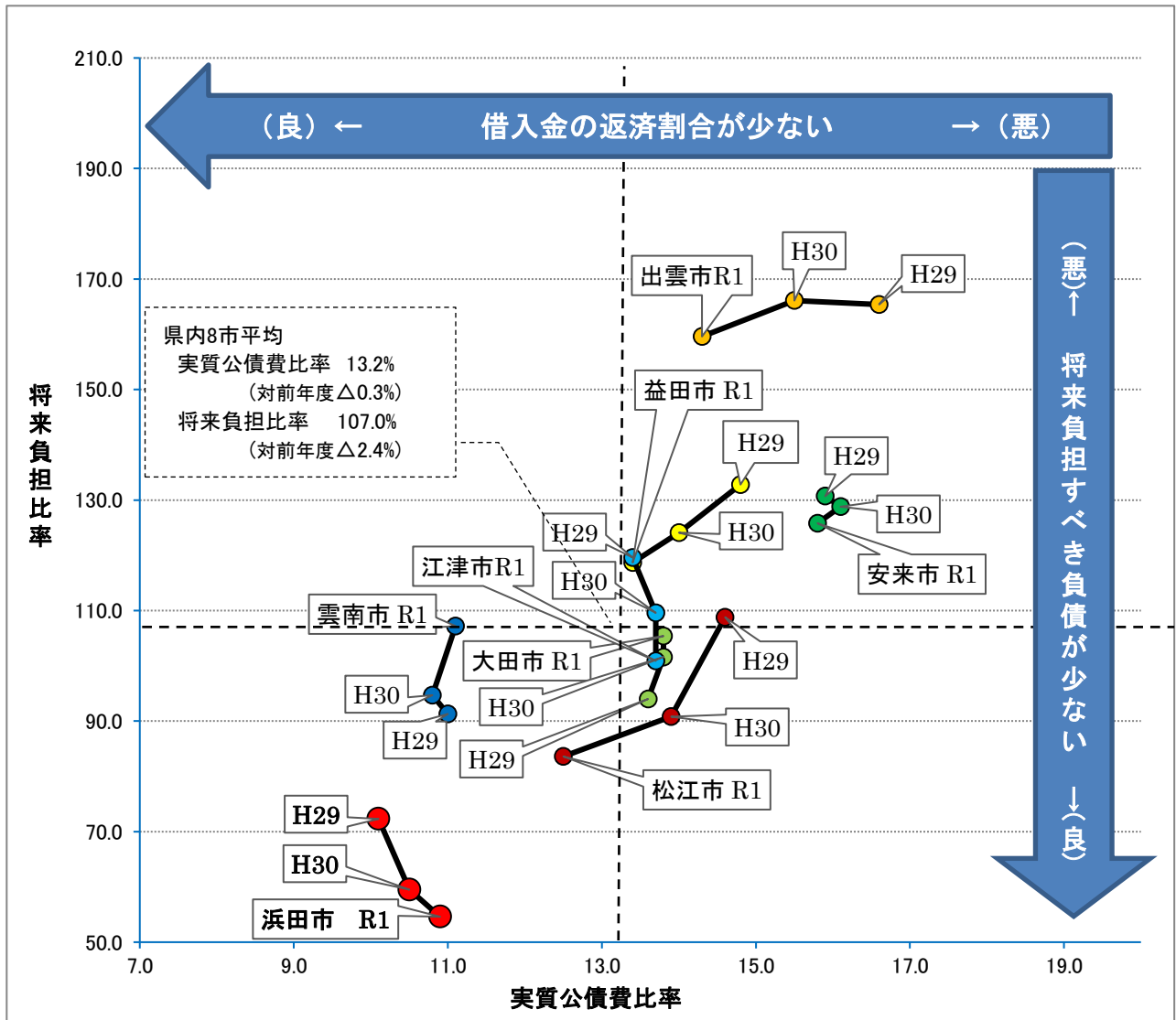
算入公債費等(控除)が増となっているものの、標準財政規模の増額幅の方が大きくなったためである。

図8 《早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)》



(5) 令和元年度数値から見た県内 8 市の比較

図 9 《県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(令和元年度)の比較イメージ》



[総務省 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市の実質公債費比率は、公営企業に係る地方債償還金等が減少し比率を低減させており、平成 27 年度から 5 年連続県内 1 位で、令和元年度は 10.9%となっている。将来負担比率は平成 29 年度から県内 1 位で、令和元年度は 54.6%となっている。将来負担比率で前年度同様松江市が 2 位(83.6%)、江津市が 3 位(100.9%)に浮上し、大田市は前年度同様 4 位(105.4%)となった。

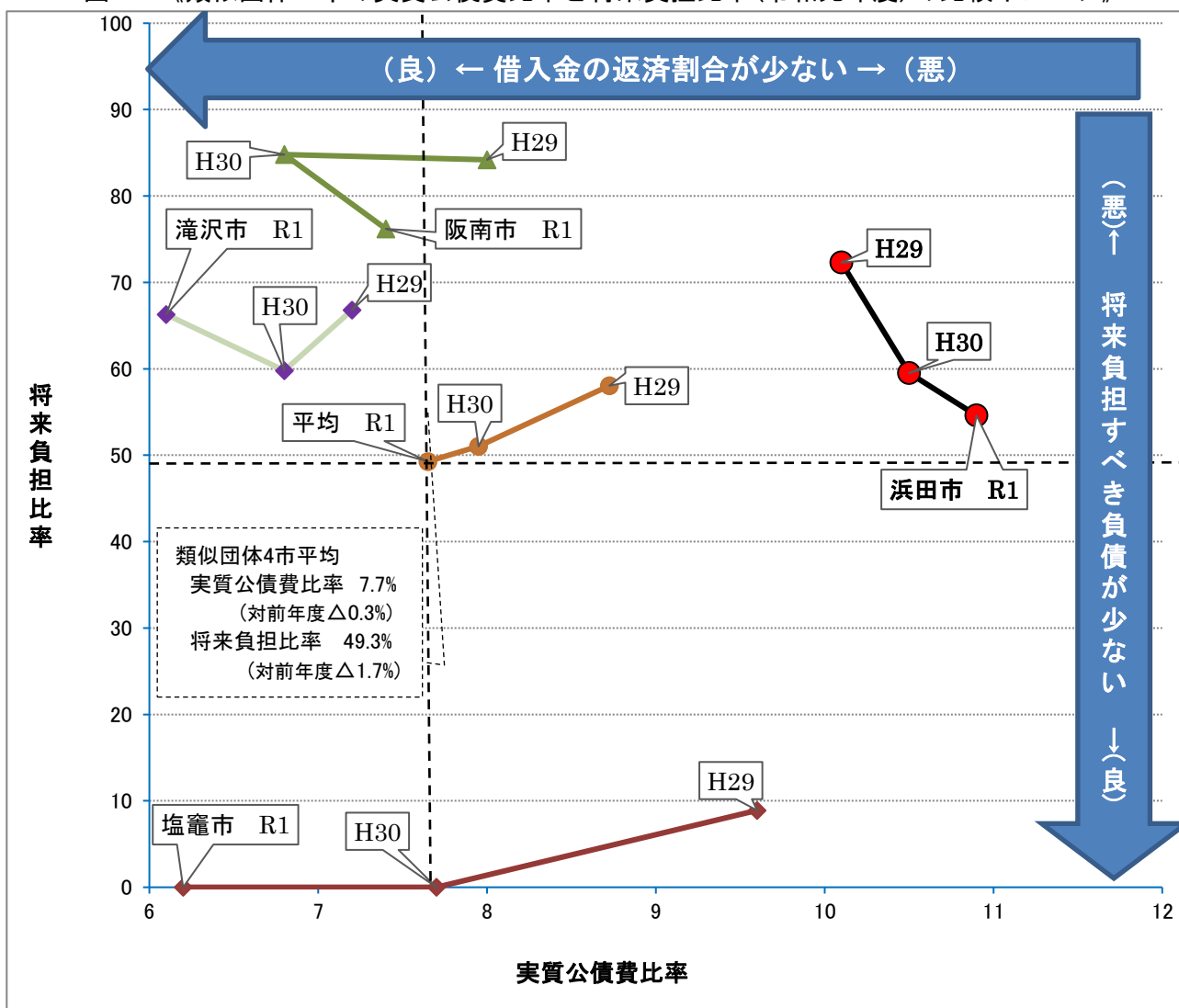
県内 8 市平均の将来負担比率は、対平成 30 年度比で 2.4 ポイント低下(改善)している。

表 12 県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(令和元年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	12.5 %	83.6 %	大田市	13.8 %	105.4 %
浜田市	10.9	54.6	安来市	15.8	125.8
出雲市	14.3	159.6	江津市	13.7	100.9
益田市	13.4	118.7	雲南市	11.1	107.2

(6) 令和元年度数値から見た類似団体4市の比較

図10 《類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和元年度)の比較イメージ》



[総務省 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市は、島根県内8市の中ではここ数年上位に位置している。しかしながら、類似団体(都市Ⅱ-3)86市中の人口規模が同規模(約5万4~5千人)の4市での比較においては、実質公債費比率は4番目、将来負担比率は2番目に位置している。浜田市以外の3市は、中核市以上の都市と隣接又は近郊に位置し、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより、同規模人口の市というだけで単純比較はできないが、一つの指標として浜田市の参考とすることができる。

表13 類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和元年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
滝沢市(岩手)	6.1 %	66.3 %	阪南市(大阪)	7.4 %	76.2 %
塩竈市(宮城)	6.2	—	浜田市	10.9	54.6
			実質公債費比率の平均 7.7%		将来負担比率の平均 49.3%

(注) 実質公債費比率算式の分子において、償還金よりも特定財源と基準財政需要額算入額が多い場合、負の値で表示される。また、将来負担比率算式の分子において、将来負担額よりも充当可能基金や特定財源見込額、基準財政需要額算入見込額が多い場合、数値を算出しないため「—」と表示している。

3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

<p>【計算式】</p> $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$	$\text{—} = \frac{\text{—}}{\text{各会計の事業規模}}$
--	---

資金不足比率は、次のとおりである。

表 14 資金不足比率の状況

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A)/(B) × 100	経営健全化基準
		千円	億 万 千円	%	%
法 適用	水道事業会計	—	12 2266 8	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	7466 4	—	
	公共下水道事業会計	—	1 0075 7	—	
法 非適用	農業集落排水事業特別会計	—	8517 0	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	1304 5	—	
	生活排水処理事業特別会計	—	1809 7	—	
	公設水産物仲買売場特別会計	—	301 7	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「—」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 15 資金不足額・剰余額の状況

会 計 名		資金不足額・剰余額		増減(a) - (b)
		令和元年度 (b)	令和2年度 (a)	
		億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円
法 適用	水道事業会計	10 2151 1	12 5964 8	2 3813 7
	工業用水道事業会計	3 4664 9	3 5256 2	591 3
	公共下水道事業会計	—	1177 9	—
法 非適用	公共下水道事業特別会計	271 2	—	—
	農業集落排水事業特別会計	14 2	4 6	△9 6
	漁業集落排水事業特別会計	0	3	3
	生活排水処理事業特別会計	4 3	1 2	△3 1
	公設水産物仲買売場特別会計	296 1	0	△ 296 1

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

表 16 一般会計からの繰出金の状況

会 計 名		繰出金額		増減 (a) - (b)
		令和元年度 (b)	令和 2 年度 (a)	
法 適 用	水道事業会計	億 万 千 円 7 4564 4	億 万 千 円 6 6452 1	億 万 千 円 △ 8112 3
	工業用水道事業会計	31 9	27 7	△4 2
	公共下水道事業会計	—	3 9722 4	—
法 非 適 用	公共下水道事業特別会計	4 1701 9	—	—
	農業集落排水事業特別会計	3 7568 8	3 8421 9	853 1
	漁業集落排水事業特別会計	2911 8	2925 4	13 7
	生活排水処理事業特別会計	3588 5	3209 8	△ 378 7
	公設水産物仲買売場特別会計	0	0	0

(注) 一般会計からの繰出金は、各会計の繰入金で表示される。

地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく一般会計から公営企業会計への繰出しについて、政府は毎年度地方財政措置の前提として策定する地方財政計画に、公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を目的として、一定の考え方の下に、公営企業繰出金を計上している。これに関連して、毎年度、浜田市にも総務省から繰出金通知（副大臣通知）が出され、その考え方に基づいた繰出しが行われている。

この繰出金通知に示された考え方（繰出基準）に沿って繰出しが行われた場合には、地方交付税による措置が行われることになっている。






また、国の基準に基づかない市の施策による基準外の繰出金も生じている。

4 まとめ及び意見

(1) 各比率の状況について

各比率の状況を見ると、審査に付された比率全体としては、次のとおりいずれも国の示す基準の範囲となっている。

表 17 健全化判断比率の状況

区 分	平成元年度 (b)	令和 2 年度 (a)	増減 (a) - (b)	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	%	%	ポ イ ント	%	%
(1) 実質赤字比率	— (△2.78)	— (△3.25)	 △0.47	12.46	20.00
(2) 連結実質赤字比率	— (△9.88)	— (△11.50)	 △1.62	17.46	30.00
(3) 実質公債費比率	10.9	10.7	 △0.2	25.0	35.0
(単年度比率)	(11.39)	(10.30)	 △1.09		
(4) 将来負担比率	54.6	44.1	 △10.5	350.0	

(注) ()内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。

(注)  は改善、 は悪化を示す。

実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。実質収支は6億6,529万1千円の黒字となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。連結実質収支は23億4,967万9千円の黒字となっている。

実質公債費比率については、直近3カ年を平均した本年度の比率は10.7%で、前年度に比べ0.2ポイント低下(改善)している。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。なお、単年度の比率は10.30%で、前年度に比べ1.09ポイント減少している。

将来負担比率については、前年度に比べ10.5ポイント低下と大幅に改善し44.1%となっている。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

(2) 健全化判断比率について

健全化判断比率（表 18 及び図 11～13 参照）は、交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資事業を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきたことで、基調としては年々改善されている状況が続いている。

実質公債費比率の今後の動向は、分母における合併算定替による縮減が令和 2 年度をもって終了となることから交付税の大きな減額はなくなる。しかし、現在実施されている大型投資（高度衛生管理型荷捌所整備・浜田駅周辺整備など）や今後見込まれる学校建設計画を始めとする大型投資による地方債元利償還金の増が分子を増加させる要因となり、過疎債、合併特例債等の交付税算入の手厚い地方債の借入へのシフトによる算入公債費の増はあるものの、令和 3 年度以降は比率の悪化が予想される。

将来負担比率の今後の見通しとしては、将来負担額（分子）については、投資的経費の規模を縮減していくように中期財政計画では示しているものの、まちづくりセンターの運営に係る経費やGIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒 1 人 1 台端末整備に伴うランニング経費等の増により令和 3 年度以降に実質単年度収支が赤字に陥ることで充当可能基金（分子における控除財源）が減少していくことが懸念される。

また、分母の標準財政規模が普通交付税合併算定替の逦減（令和 3 年度に皆減）により減少することが想定されるため、比率は現行の水準から徐々に悪化していくものと思われる。

さらに、学校建設事業、エコクリーンセンター基幹改良工事や市街地下水道整備工事等の大型投資事業に着手した場合には、地方債発行額や公営企業債等繰上見込額（公営企業債の償還予定額に対する繰上）の増加が予想され、将来的にさらなる比率の悪化を招く要因となる可能性があるということにも注視する必要がある。

(3) 資金不足比率について

公営企業会計等は、表 15 に示すとおり、前年度同様、一般会計からの繰出金及び起債を充当して資金不足が生じていないことになっており、これは法（地方公営企業法、地方財政法）により制度として認められているもので資金不足比率の算定上問題はない。

法適用の上水道事業においては、料金改定や経営努力等により、資金不足比率における剰余金が 12 億 5,964 万 8 千円あるため当面比率上問題はないと考える。但し、将来的には、人口減少に伴う給水収益の減や基準上における繰出金の減少、管路整備・更新の計画見直しなどに係る費用増加が見込まれるため、これらのことを考慮しながら、中長期的な視点にたった「経営戦略」の見直しと経営基盤の強化を図る必要がある。

工業用水道事業についても 3 億 5,256 万 2 千円の剰余金があり、給水量は令和 4 年 11 月からの中国電力(株)三隅発電所 2 号機の運転開始に伴い段階的に増加する見込みであり、今後も安定経営が見込まれる。

一方、令和 2 年度から公営企業法の法適化を実施した公共下水道事業会計については、使用料収入のみでは費用を賄えず、一定のルールのもと一般会計からの基準外繰上を実施し、黒字を維持している実態がある。また、経営上、内部留保資金面においても利益剰余金面から見ても十分な余裕がなく、臨時的に多額の資金あるいは費用の負担が生じた場合には赤字に陥る懸念もあるため、この度の公営企業会計への移行を契機に抜本的な経営の効率化を図るとともに、適正な料金の在り方についても検討し、より自立した経営を行うことを求める。

(4) 類似団体との比較について

浜田市の財政状況を、人口 1 人当たりの類似団体との比較で見ると、表 19 に示すとおり、歳入では、地方税の決算構成比が低く、依存財源である地方交付税や地方債の構成比が高い。

歳出では、公債費、投資的経費の構成比が高く、決算額も類似団体の約 1.9 倍となっており、その団体の財政力の強さを示す財政力指数も当市が 0.40 で、類似団体の 0.74 に比べ大きく下回り財政力が弱いことを示している。

また、地方債、公債費、投資的経費の構成比が高ということは、インフラやハコモノの整備などいわゆるハード事業への支出が類似団体に比べ大きいことを当市の構造的な特徴として示している。あくまでも各市の様々な要件の違いを考慮していない単純比較ではあるが、人口規模が同規模（約 5 万 4～5 千人）の 4 市の平均との比較（図 10 参照）では、実質公債費比率で 3.2 ポイント上回っているが、将来負担比率においては、4 市平均より 5.3 ポイント下回っている。類似団体との比較においては、単純比較は適当ではないが、一つの指標として参考にされたい。

(5) まとめ

令和 2 年度は、全ての比率において数値が改善しており、国の基準に照らしても財政の健全化を維持している。また、県内 8 市の状況と比較しても、当市は実質公債費比率、将来負担比率において最も比率は低く健全な財政運営を示していることは評価するものである。

しかし、今後見込まれる大型投資による地方債元利償還金の増加が予測される。公営企業会計においては、一般会計からの繰入による財政支援が実施されている状況にある。

また、市税等の減少や高齢化にともなう社会保障費の増加、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新たな行政需要への対応と経済対策等の実施、近年の異常気象による災害対応など、不測の事態にも柔軟に対応できるよう社会経済情勢を的確に把握しながら、中長期的な視点に立ち健全な財政運営を行っていくことが求められる。今後も、負債の縮減、基金の確保に取り組み健全化判断比率の改善に努め、より一層の財政基盤の強化を図るよう努められたい。

さらに、留意すべき課題として、保有する公共施設等の老朽化の進行による維持修繕に係る経費の増大、更新需要への対応が挙げられる。平成 28 年 3 月に策定（平成 30 年 11 月一部改正）された「浜田市公共施設再配置方針」において、公共施設（公営企業会計施設・インフラ施設を除く）の更新需要額（試算）は、平成 28 年度からの 40 年間で 1,086 億円に及び、今後の財政運営において大きな財政負担を発生させ、健全化判断比率を悪化させるリスク要因である。一方で、更新需要額に対する投資可能額は限られているため、現在、同方針に基づき、公共施設の統廃合、民間譲渡などの「再配置」を推進し、財政負担を軽減する方策を講じている。

健全化判断比率の数値を下げることのみで財政運営が健全化していると判断するのではなく、必要な維持更新を適切に実施しながら数値の改善を実現することが求められており、比率の悪化を避けるための維持更新の先送りが生じることがないように望む。

今後も自主財源である税収入を基本とした財源確保に努めるとともに、それに見合った市民福祉向上のための全体的なバランスに配慮した予算配分に心がけ、行財政改革を断行し、「中期財政計画」をもとに持続可能な財政運営を実現することを期待する。

〈参考〉

表 18 10年間の健全化判断比率の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
(1) 実質赤字比率	— [%] (△ 1.60)	— [%] (△ 1.67)	— [%] (△ 1.81)	— [%] (△ 3.56)	— [%] (△ 3.02)
(2) 連結実質赤字比率	— (△ 6.54)	— (△ 7.49)	— (△ 7.74)	— (△ 9.56)	— (△ 8.82)
(3) 実質公債費比率	15.8	14.5	13.4	12.0	10.6
(単年度比率)	(14.22)	(13.54)	(12.47)	(10.05)	(9.46)
対前年度比較	△ 1.6	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.4	△ 1.4
(4) 将来負担比率	129.3	118.8	115.8	106.5	93.1
対前年度比較	△ 7.3	△ 10.5	△ 3.0	△ 9.3	△ 13.4

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(1) 実質赤字比率	— [%] (△ 2.69)	— [%] (△ 2.25)	— [%] (△ 2.37)	— [%] (△ 2.78)	— [%] (△ 3.25)
(2) 連結実質赤字比率	— (△ 9.42)	— (△ 9.84)	— (△ 9.31)	— (△ 9.88)	— (△ 11.50)
(3) 実質公債費比率	9.9	10.1	10.5	10.9	10.7
(単年度比率)	(10.24)	(10.84)	(10.48)	(11.39)	(10.30)
対前年度比較	△ 0.7	△ 0.2	0.4	0.4	△ 1.09
(4) 将来負担比率	82.6	72.3	59.5	54.6	44.1
対前年度比較	△ 10.5	△ 10.3	△ 12.8	△ 4.9	△ 10.5

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。
下段()の△は、黒字を意味している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値。下段()は単年度の実質公債費比率

図 11 10年間の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

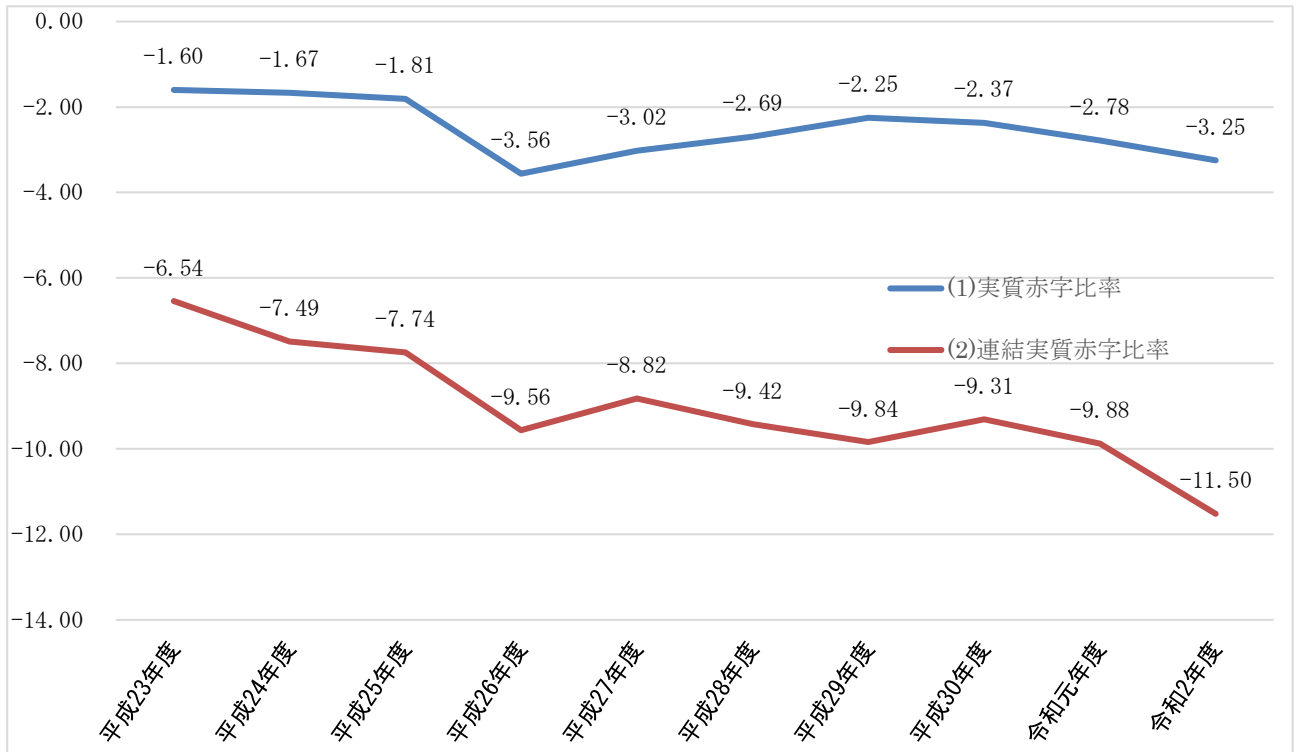


図 12 10年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

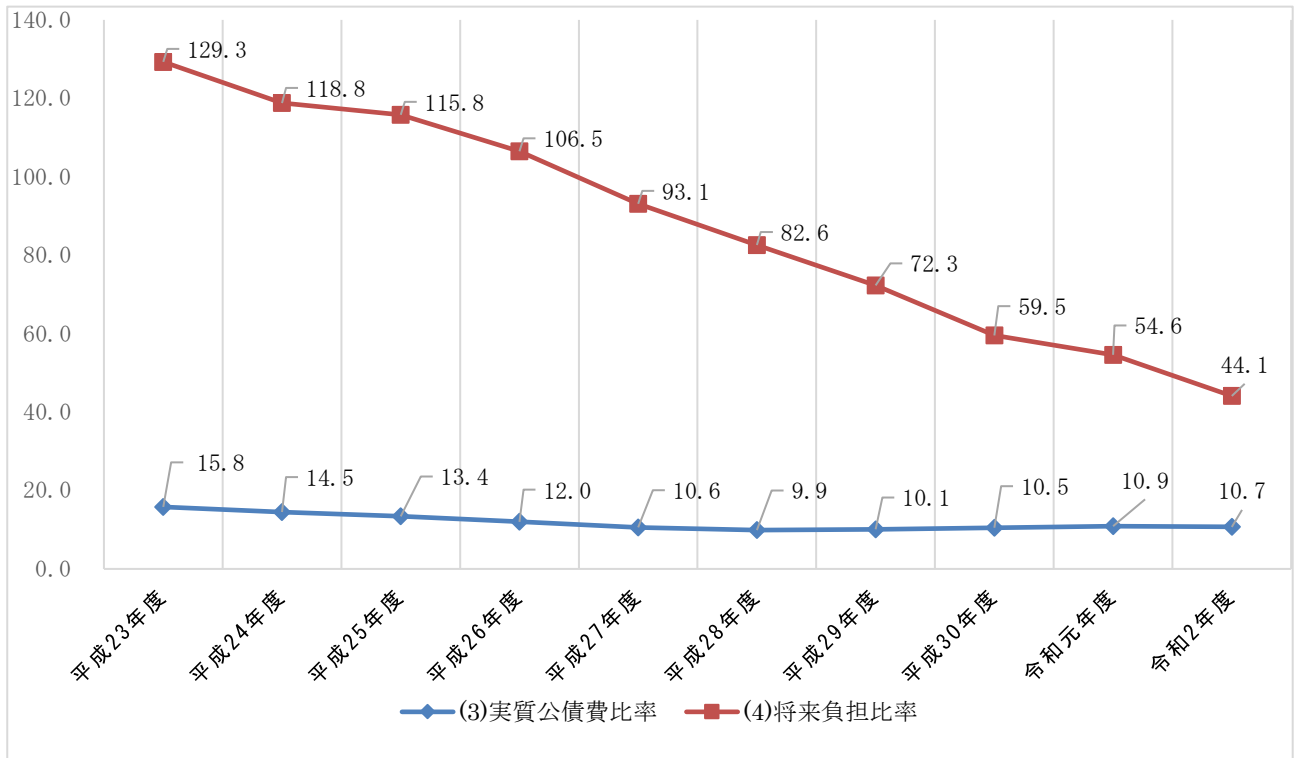


図 13 10年間の単年度の実質公債費比率の推移

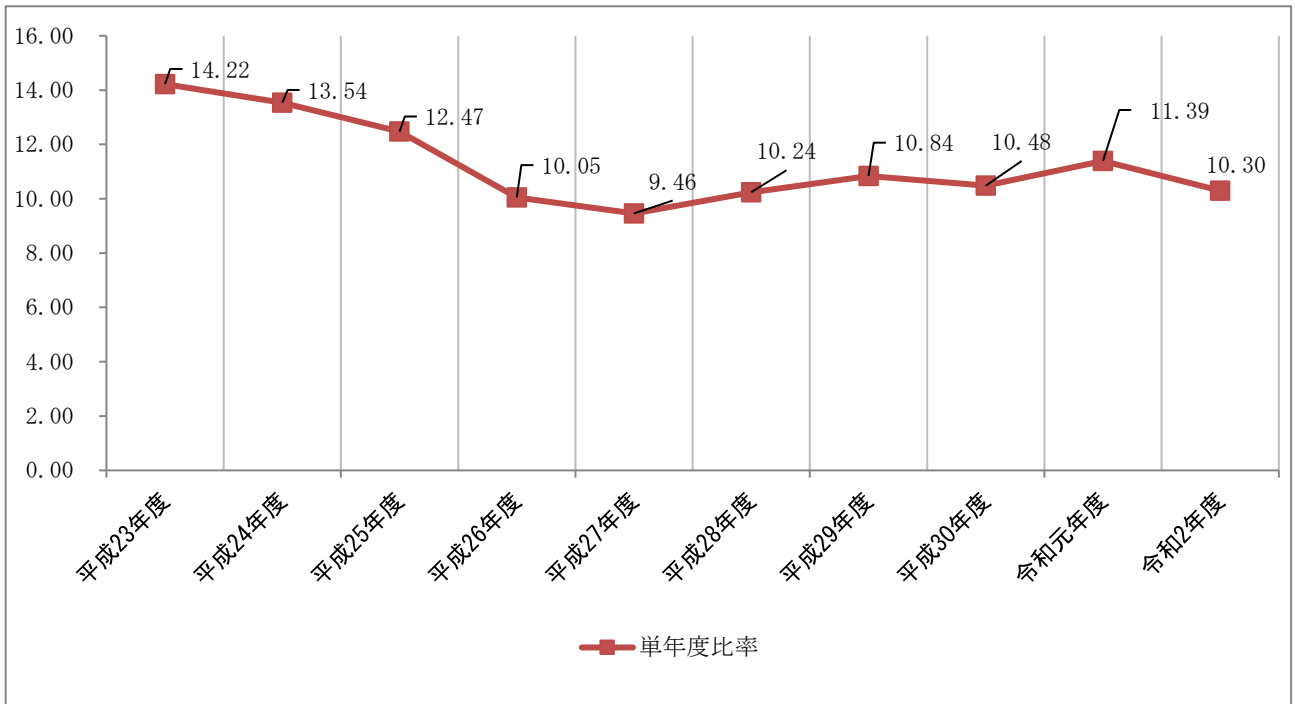
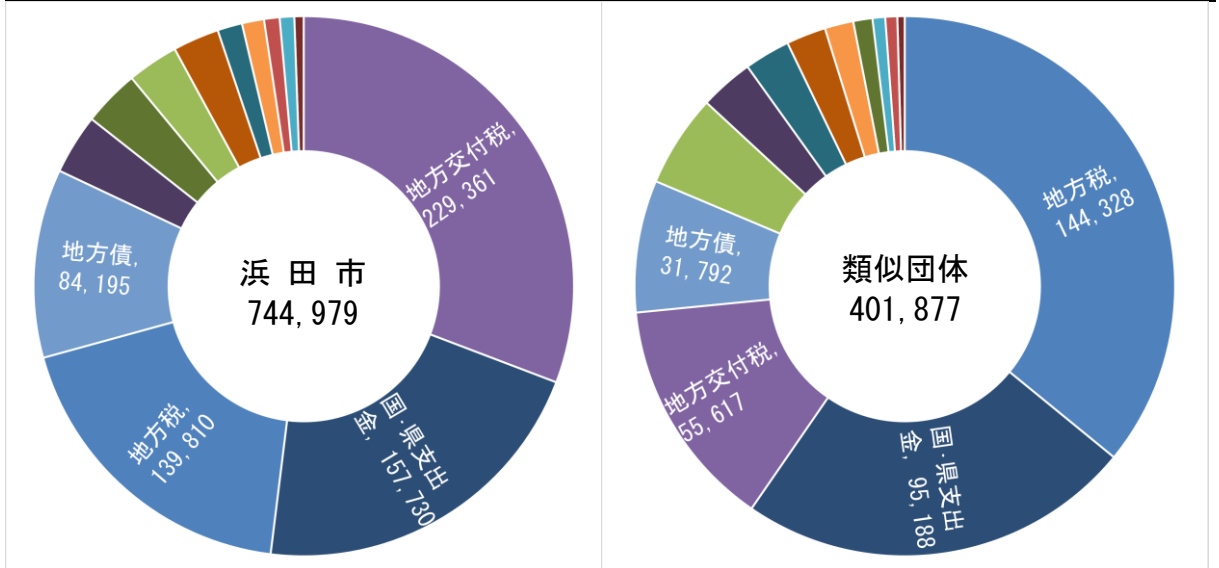


表 19 人口1人当たりで見た類似団体比較(令和元年度数値)

財政課提供資料

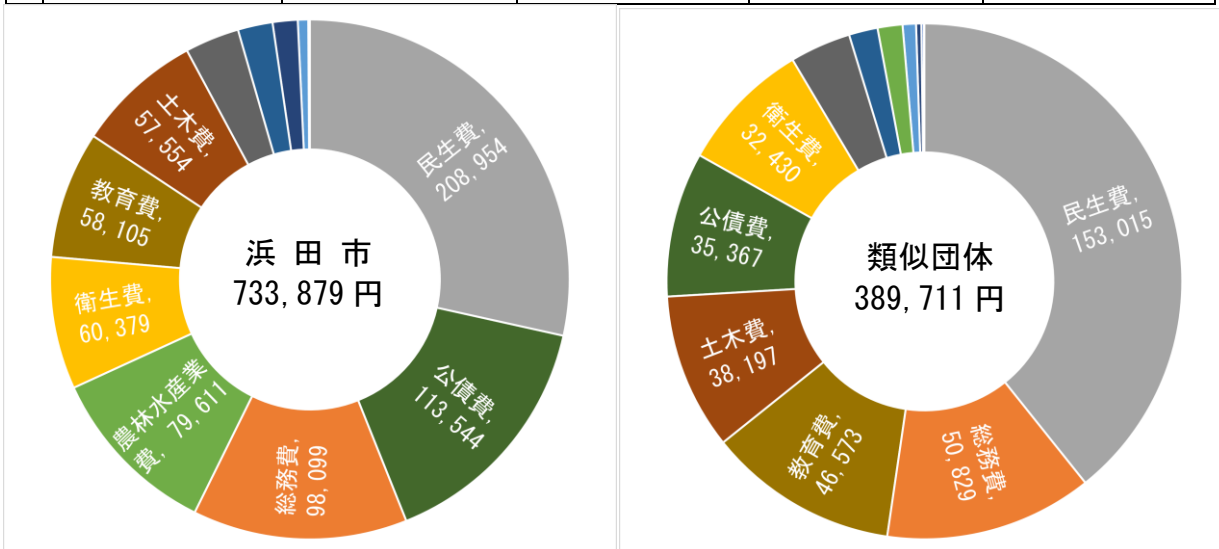
人口1人当たりの歳入の状況(抜粋)

区 分	浜田市		類似団体(都市Ⅱ-3)	
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)
地方税	139,810	18.8	144,328	35.9
地方交付税	229,361	30.8	55,617	13.8
地方債	84,195	11.3	31,792	7.9
歳入合計	744,979	100.0	401,877	100.0



人口1人当たりの歳出の状況(抜粋)

区 分	浜田市		類似団体(都市Ⅱ-3)	
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)
公債費	113,543	15.5	35,362	9.1
投資的経費	124,819	17.0	46,878	12.0
歳出合計	733,879	100.0	389,711	100.0



(財政力指数)

浜田市	類似団体
0.40	0.74

別表1 実質公債費比率及び将来負担比率の類似団体との比較(令和元年度数値)

財政課提供資料

都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
		団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)					団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)		
北海道	1	室蘭市	8万4	453	524	9.3	56.9	愛知県	44	尾張旭市	8万4	244	573	3.4	4
	2	千歳市	9万7	466	690	8.5	37.9		45	日進市	9万1	266	460	1.2	—
	3	恵庭市	7万0	302	476	5	20.2		46	長久手市	5万8	205	397	△1.7	—
	4	北広島市	5万9	261	436	4.7	91.6		47	舞鶴市	8万3	340	650	12	111.1
	5	石狩市	5万8	276	406	7.8	70.7		48	亀岡市	8万9	361	557	13.8	100.3
青森県	6	むつ市	5万8	375	425	16.1	150.9	49	城陽市	7万6	286	442	9.1	107.2	
岩手県	7	滝沢市	5万5	191	273	6.1	66.3	50	向日市	5万8	199	342	3.2	0.2	
宮城県	8	塩竈市	5万4	243	371	6.2	—	51	長岡京市	8万1	304	499	0.9	8.1	
	9	名取市	7万9	447	562	3	—	52	京田辺市	7万0	239	609	1.6	—	
	10	多賀城市	6万2	287	382	6.7	—	53	木津川市	7万7	278	434	9.1	30	
茨城県	11	富谷市	5万3	144	318	△2.0	—	54	泉大津市	7万5	277	445	10.4	47.9	
	12	龍ヶ崎	7万8	250	404	5.3	—	55	貝塚市	8万7	329	570	6.3	32.6	
栃木県	13	牛久市	8万5	298	326	2.4	—	56	摂津市	8万6	333	546	0.2	—	
	14	守谷市	6万8	225	341	3.8	—	57	高石市	5万8	254	308	14.5	135.6	
埼玉県	15	日光市	8万3	418	912	6.5	66	58	藤井寺市	6万5	223	461	1.5	39.5	
	16	下野市	6万0	268	362	1.8	—	59	泉南市	6万2	233	377	10.5	99.4	
千葉県	17	飯能市	8万0	292	537	3.1	35.4	60	四條畷市	5万6	194	299	5.6	—	
	18	志木市	7万6	240	349	0.8	—	61	交野市	7万8	249	482	9.4	86.7	
	19	桶川市	7万5	245	420	4.8	52.5	62	大阪狭山市	5万9	198	376	1.9	—	
	20	北本市	6万7	202	393	7.3	27.1	63	阪南市	5万5	178	332	7.4	76.2	
	21	蓮田市	6万2	193	427	5.6	17.9	64	芦屋市	9万6	402	744	11	85.5	
	22	鶴ヶ島市	7万0	220	361	7.2	—	65	豊岡市	8万2	472	800	13.3	74.5	
	23	日高市	5万6	180	322	2.3	—	66	大和高田市	6万5	275	558	8.8	43.7	
	24	吉川市	7万3	258	371	7	42.9	67	大和郡山市	8万7	350	527	12.3	42.3	
	25	白岡市	5万2	145	336	7.3	—	68	天理市	6万6	246	485	10.6	64.8	
東京都	26	茂原市	9万0	318	568	9.7	109.7	69	桜井市	5万7	233	435	7.5	93.8	
	27	四街道市	9万4	267	578	2.9	—	70	香芝市	7万9	250	510	15.2	86.5	
	28	印西市	10万1	343	630	0.7	—	71	橋本市	6万3	260	452	13.6	101.1	
	29	白井市	6万4	197	362	2.5	53	72	岩出市	5万4	176	269	4	—	
神奈川県	30	国立市	7万6	303	439	-0.4	—	和歌山県	73	浜田市	5万4	391	576	10.9	54.6
	31	福生市	5万8	247	361	△3.2	—	福岡県	74	小郡市	6万0	224	323	9.1	41.5
	32	東大和市	8万6	319	431	△2.7	—		75	大野城市	10万1	353	412	1.3	—
	33	清瀬市	7万5	310	406	3.5	23.8		76	宗像市	9万7	364	403	△2.2	—
	34	稲城市	9万1	330	508	2.9	32.8		77	太宰府市	7万2	250	323	1.4	—
	35	あきる野市	8万1	308	423	8.2	44.4		78	古賀市	5万9	222	315	5.7	—
36	逗子市	6万0	186	405	5.9	40.3	79		福津市	6万5	227	296	6.2	0.2	
富山県	37	射水市	9万3	412	633	9.2	89.7	80	那珂川市	5万0	197	249	5.6	—	
石川県	38	七尾市	5万3	306	592	14	102.1	佐賀県	81	鳥栖市	7万4	264	390	2.9	—
	39	野々市市	5万3	177	315	6.8	28.6	長崎県	82	大村市	9万6	493	550	8.8	52.3
福井県	40	敦賀市	6万6	320	509	6.4	—	熊本県	83	荒尾市	5万3	236	356	9.3	—
山梨県	41	甲斐市	7万6	270	397	7.6	—		84	合志市	6万2	260	301	5.7	—
静岡県	42	伊東市	6万9	273	532	6.1	11.3	鹿児島県	85	始良市	7万7	326	539	10.9	63.7
	43	御殿場市	8万9	378	601	9.9	64.1	沖縄県	86	糸満市	6万2	291	402	8.2	55.9